

自転車マナーアップ通信



No.8

発行:宮城地区自転車マナーアップ推進協議 事務局:宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

自転車マナーアップイラストができました!

広瀬中学校美術部の生徒の皆さんが、自転車マナーの標語に合わせて、イラストを描いてくれました!
これらイラストは、自転車マナーアップポスター展で掲示されるほか、一部のイラストは、JR仙山線
愛子駅前・陸前落合駅前の駐輪場に自転車横断幕として掲出されますので、ぜひご覧ください!

👉 自転車マナーアップポスター展 平成30年9月 5日(水)~14日(金) 落合市民センターロビー
平成30年9月18日(火)~28日(金) 広瀬市民センターロビー

👉 自転車横断幕の掲出 平成30年9月27日~ JR仙山線愛子駅・陸前落合駅



標語『ヘルメット ほくのだいじな おともだち』



標語『自転車は 車といっしょ 左側』



標語『その酒で 失う信頼 家族の未来』



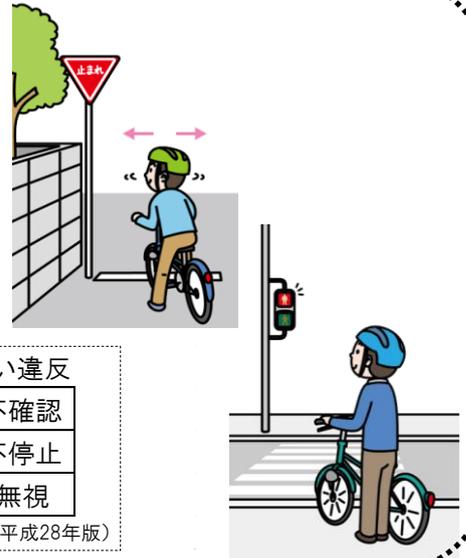
自転車利用で一番多い違反は「安全不確認」!

みなさんは、一時停止で止まらなかったり、右折や左折のときに後方を確認せずに発進していませんか?

自転車を利用中の違反で一番多いのは、十分な安全確認をしなかった「安全不確認」なんです。自転車は手軽に利用できますが、自動車と同じ「車両」のなかまで、危険な乗り方をすれば、歩行者にケガを負わせてしまうこともあります。

ひとりひとりが「事故を起こさない」という意識を持ち、自転車の交通ルールとマナーを守って交通事故をなくしましょう!

自転車も、ルールやマナーを守って安全運転!



自転車で多い違反

1位	安全不確認
2位	一時不停止
3位	信号無視

出典：交通統計(平成28年版)

交通死亡事故ゼロ6か月間達成

仙台市青葉区では、平成29年12月23日に自転車での死亡事故が発生してから、平成30年6月23日までの6か月間、交通死亡事故ゼロが継続されました! 青葉区での達成は、平成27年11月以来、2年7か月ぶりです。

今後も関係機関・団体・地域の方と一体となった取組を実施し、交通安全の機運を盛り上げてまいります!



宮城県警察本部長による「讃辞」贈呈式の様子

幼児・高齢者向け交通安全教室を開催しました!

6月5日の幼児と保護者を対象にした交通安全教室では、人形劇や横断歩道の渡り方を学びました! 心身の発達により道路通行の機会が増える幼児のため、今後も幼児向けの自転車交通安全教室を開催していきます。



交通安全の人形劇 (愛子児童館)

6月21日の高齢者向けの交通安全教室では、横断歩道の渡り方や自転車の交通ルールとマナーなどを学びました。高齢者が、自身の身体能力や判断能力の低下を理解することで、交通事故の未然防止に生かすことができます。



歩行シミュレータ体験 (落合市民センター)

みんなで守ろう! 自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上の車両です。歩道と車道の区別のあるところは「車道通行」が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道上は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者は、幼児を同乗させて運転する時や、幼児・児童が自ら自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

次号は、平成31年1月に施行予定の「(仮称)仙台市自転車の安全利用に関する条例」を特集します。